

## お知らせ

## ①公共汚水柵の位置確認にご協力ください

平成 28 年度中に工事した箇所を、「下水道台帳」に追加補正するにあたり、各家庭の公共汚水柵の位置を確認します。確認の際には敷地内に立ち入る場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、委託業者は市の発行する「身分証明書」を携帯していますので、不審に思った場合には身分証の提示を求めてください。

期間 10 月下旬～12 月中旬

対象地区		委託業者
笠間地区	赤坂、石井、笠間、下市毛、手越地内	三和航測（株）
友部地区	旭町、大田町、鯉淵、鴻巣、平町、長兎路、橋爪、南友部、友部駅前、中央、東平、美原、八雲地内	（株）パスコ
岩間地区	泉、下郷、土師、吉岡地内	第一航業（株）

問 下水道課（内線 71141）

## ②需要に応じた生産（生産調整）のご協力をお願いします

茨城県農業再生協議会では、平成 30 年産からの米政策の見直しに対応するため、本年 5 月に新たな基本方針を策定しました。

これに基づき、市では、来年度以降も需要に応じた生産（生産調整）を進め、米価の安定を図ります。

具体的には、これまでどおり、主食用米の生産の目安となる「生産数量目標に相当する数値」とともに、新たに主食用米以外の生産目標を示す「新規需要米等生産目標」を生産者の皆さんへ提示します。

また、本県全体では主食用米の生産が過剰になっていることから、引き続き、主食用米から、「月の光」をはじめとする飼料用米（多収品種）への転換を進め、生産者の皆さんの所得の確保と、経営の安定を図ります。

主食用米の在庫が積み上がると米価は下落する傾向ですので、需要に応じた生産を図ってくださいますよう、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問 農政課（内線 540）

## ③無期転換ルール特別相談窓口を設置しています

9 月～10 月は、「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間です。

無期転換ルールとは、有期労働契約が更新されて、平成 25 年 4 月 1 日以降に開始した有期契約労働期間が、通算 5 年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

問 茨城労働局雇用環境・均等室 TEL 029-277-8295

## ④東京大学付属牧場公開デーを実施します

畜産への関心や理解を深めていただくことを目的に、東京大学付属牧場を公開します。

普段見ることのできない牧場の動物や施設を見学することができる、年に一度の機会ですので、ぜひご来場ください。

日時 10 月 28 日（土）午前 10 時～午後 3 時

場所 東京大学付属牧場（笠間市安居 3145）

内容

- ・写生大会（午前 10 時～12 時）
- ・クイズラリー
- ・搾りたて牛乳試飲（午前 10 時～なくなり次第終了）
- ・動物ふれあい広場（午前 10 時～午後 3 時）
- ・乗馬体験（午後 1 時～2 時）※受け付けは午前 10 時に開始（先着 20 名）

問 東京大学付属牧場事務局 TEL 0299-45-2606

②ページ 「申」は申し込み先、「問」は問い合わせ先の略です。

## ⑩やきもの通り商店会登り窯作品展の開催および絵付け体験の参加者募集のお知らせ

世界的建築家である伊東 豊雄さんが設計した笠間の家にて、やきもの通り商店会との共同企画展示を開催します。

毎年 3 月に行われる登り窯まつりで焼かれた焼物を展示し、会期中には 2018 年の登り窯まつりで焼く陶板の絵付けワークショップも行います。

## 【企画展】

日時 11 月 11 日（土）～15 日（水）午前 9 時 30 分～午後 5 時 ※13 日（月）休館

場所 笠間の家（笠間市下市毛 79-9）

内容 登り窯まつりで焼かれた作品の展示

作家：奥田製陶所、桧佐陶工房、田山陶房、他

## 【陶板絵付け体験】

日時 11 月 11 日（土）午前 10 時 30 分～正午

場所 笠間の家

内容 素焼きの陶板（約 20 センチメートル角）に呉須で描きます。陶板は登り窯で焼成し、やきもの通り（国道 355 号）の歩道の壁面に取り付けられます。

講師 笠間の家スタッフ

定員 10 名（先着順）

参加費 1,300 円（1 ドリンク代込み）

申込方法 窓口で直接または電話でお申し込みください。

申・問 笠間の家 TEL 0296-73-5521

⑪「CO<sub>2</sub>削減 エコライフチャレンジ 2017」の参加者を募集します

県央地域が一体となって省エネ・節電に取り組むことにより、温暖化の主な原因である二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの温室効果ガスの排出量を削減することを目的として、「CO<sub>2</sub>削減エコライフチャレンジ 2017」を実施します。

## 【取組方法】

参加者は、10 月 1 日から 11 月末までの間、温暖化防止に役立つ省エネ・節電を心がけた生活を実行することで、電気の使用量の削減に取り組みます。

※温暖化対策のため、報告の対象としていないガス・水道・自動車の使用についても省エネの取り組みにご協力をお願いします。

## 【取組結果の報告】

参加者は、自宅に届いた 11 月分の「電気ご使用量のお知らせ」（11 月中の検針時に送付される）をもとに、参加申込兼報告書を記入の上、12 月 22 日（金）までに、窓口へ提出してください。

※各家庭のメーターの検針日が異なるため、電気使用料明細書の確認は 11 月分のみとなりますが、取組期間は 10 月、11 月の 2 か月間とします。

※電力会社の変更により、昨年同時期の電気使用量が不明な場合は、昨年同時期に契約していた電力会社に問い合わせ報告してください。また、今年度 11 月分のみ報告でも参加とみなします。

市ホームページにて、CO<sub>2</sub>排出量削減効果等を公表します。また、参加者全員に参加賞をお送りします。

申込方法 参加申込兼報告書用紙に必要事項を記入の上、窓口で直接お申し込みください。

参加申込兼報告書用紙は、環境保全課に用意してあります。

申込期限 12 月 22 日（金）

申・問 環境保全課（内線 125）

「犬のフン」は飼い主が持ち帰りましょう。

⑬ページ